きたぎん　でんさいネット操作マニュアル

でんさいネットの操作方法に関するお問い合わせは・・・

EBサポートセンター

（ネットバンキング共同受付センター）

電話　0120－863－976

音声ガイダンスに従って、1（でんさい）を押してください。

ご利用時間　9:00～21:00（銀行の休日を除く）

Eメールでのお問い合わせは
当行ホームページの問い合わせフォームをご利用ください。

〔H31.03〕

Copyright(c) The Kita-Nippon Bank, Ltd

目次

1. 概要編

1. 1　本マニュアルについて

1. 2　お申込から開始までの流れ

1. 3　ID、パスワードについて

1. 4　サービス日・サービス時間

1. 5　でんさいネットの取引概要

1. 6　でんさいネットの取引手順

1. 7　用語集

1. 8　Eメール通知

2. 初めてのログオン方法

2. 1　はじめに

2. 2　初めてのログオンの流れ

2. 3　ログオンの画面説明（Biznet管理者編）

2. 4　ログオンの画面説明（でんさい管理者／でんさい担当者編）

目次

3. 取引編

でんさいネット取引メニュー		操作権限	
		担当者	管理者
照会業務	3.1.1 通知情報照会	○	○
	3.1.2 通知情報ダウンロード	○	○
	3.1.3 記録事項の開示	○	○
	3.1.4 提供情報の開示	○	○
	3.1.5 でんさい利用者情報照会	○	○
	3.1.6 でんさいアカウント情報照会	○	○
	3.1.7 取引履歴照会	○	○
	3.1.8 操作履歴照会	○	○
	3.1.9 一括記録請求結果照会	○	○
債権記録業務	3.2.1 発生記録請求（債務者として請求）	○	承認
	3.2.2 発生記録請求（債権者として請求）	○	承認
	3.2.3 発生記録請求（履歴から請求）	○	承認
	3.2.4 譲渡記録請求	○	承認
	3.2.5 分割譲渡記録請求	○	承認
	3.3.1 保証記録請求	○	承認
	3.3.2 変更記録請求	○	承認
	3.3.3 支払等記録請求（債権者として請求）	○	承認
	3.3.4 支払等記録請求（債務者／保証人として請求）	○	承認
	3.3.5 支払等記録請求（第三者として請求）	○	承認
	3.3.6 支払等記録請求（求償権および特別求償権の消滅に対する請求）	○	承認
	3.4.1 承諾否認	○	承認
	3.4.2 削除	○	承認
	3.4.3 予約取消	○	承認
	3.4.4 一括記録請求	○	承認
	3.4.5 指定許可登録・変更	○	承認
	3.5.1 承認依頼一覧	○	
	3.5.2 未承認一覧		○

目次

3. 取引編

でんさいネット取引メニュー		操作権限	
		担当者	管理者
債権融資業務	3.6.1 でんさい割引申込	○	承認
ユーザ管理	3.7.1 でんさい管理者情報変更		○
	3.7.2 でんさい担当者情報変更	○	
利用申込	3.8.1 申請書一覧	○	
共通画面操作	共通１．口座選択画面	○	
ー	別紙１．通知情報一覧		

概要編

1．1　本マニュアルについて

・本マニュアルはでんさいネットの操作マニュアルです。
法人インターネットバンキング（以下、Biznet）の操作はホームページのBiznet操作マニュアルをご覧ください。

・画面の説明では入力項目等、一部実際の画面と異なります。

・でんさいネットのお取引はインターネットの中継システムを経由して、（株）全銀電子債権ネットワーク（通称、でんさいネット）へ接続しています。

・でんさいネットの操作権限は「でんさい管理者」と「でんさい担当者」があります。「でんさい担当者」が取引を作成し「でんさい管理者」が承認することで記録請求を行うことができます。

・「でんさい管理者」と「でんさい担当者」では、ログオン後のでんさいネットのお取引メニューが異なります。照会系のメニューは同じですが、取引メニューは「でんさい担当者」のみに表示されます。

・ブラウザの戻るボタンは使用できませんのでご注意ください。

・ご利用可能なOS・ブラウザはホームページの「ご利用環境」をご覧ください。

概要編

１．２　お申込から開始までの流れ

でんさいネットをお申込する場合は、当行法人インターネットバンキング（以下、Biznet）のお申込も必要です。

（1）．Biznetをご利用中の場合

・でんさいネット利用申込書と必要書類を営業店へ提出（お客様）
↓
・「でんさいネット登録完了のお知らせ」を郵送（北日本銀行）
↓
・事前準備（お客様）
（２．初めてのログオン方法を参照）
↓
・ご利用開始（お客様）

（2）．Biznetをご利用中でない場合

・でんさいネット利用申込書と必要書類を営業店へ提出（お客様）
・Biznet利用申込書を営業店へ提出（お客様）
↓
・「でんさいネット登録完了のお知らせ」を郵送（北日本銀行）
・「Biznet登録完了のお知らせ」を郵送（北日本銀行）
↓
・事前準備（お客様）
（２．初めてのログオン方法を参照）
↓
・ご利用開始（お客様）

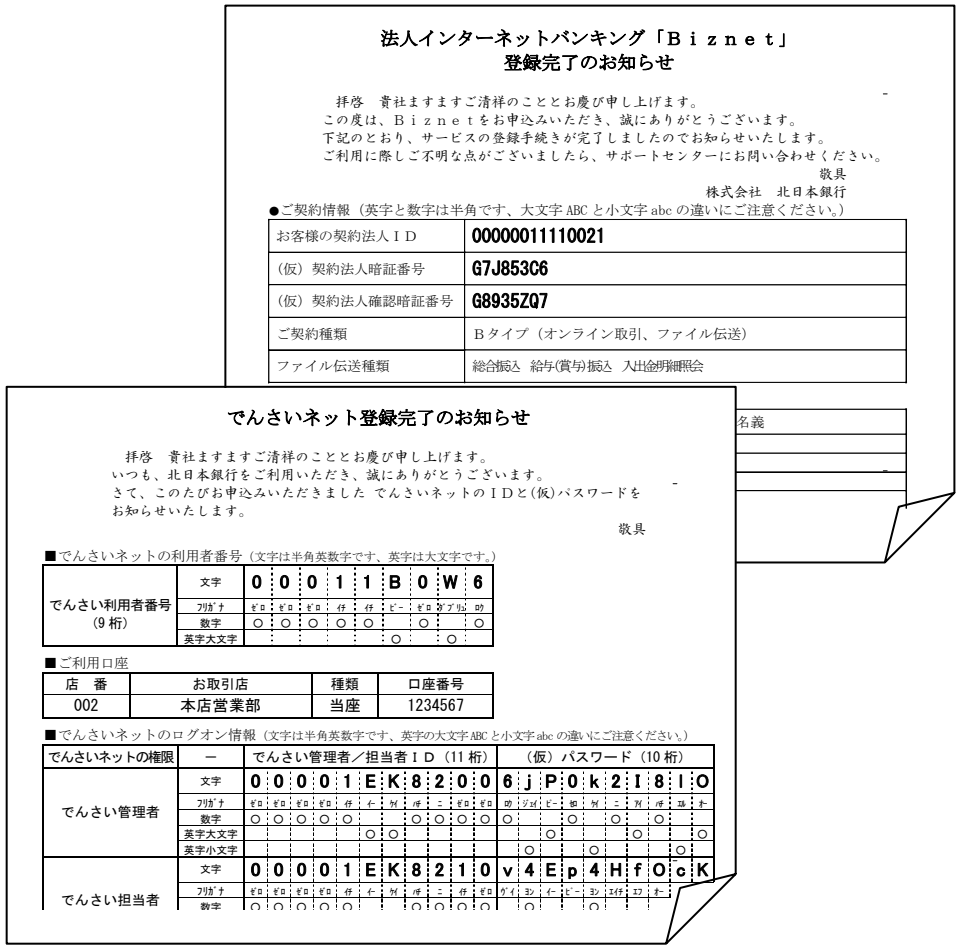

法人インターネットバンキング「Ｂｉｚｎｅｔ」
登録完了のお知らせ

拝啓　貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
この度は、Ｂｉｚｎｅｔをお申込みいただき、誠にありがとうございます。
下記のとおり、サービスの登録手続きが完了しましたのでお知らせいたします。
ご利用に際しご不明な点がございましたら、サポートセンターにお問い合わせください。

敬具

株式会社　北日本銀行

●ご契約情報（英字と数字は半角です、大文字 ABC と小文字 abc の違いにご注意ください。）

お客様の契約法人ＩＤ	00000011110021
（仮）契約法人暗証番号	G7J853C6
（仮）契約法人確認暗証番号	G8935ZQ7
ご契約種類	Ｂタイプ（オンライン取引、ファイル伝送）
ファイル伝送種類	総合振込　給与(賞与)振込　入出金明細照会

名義

でんさいネット登録完了のお知らせ

拝啓　貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
いつも、北日本銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、このたびお申込みいただきました でんさいネットのＩＤと(仮)パスワードを
お知らせいたします。

敬具

■でんさいネットの利用者番号（文字は半角英数字です、英字は大文字です。）

でんさい利用者番号（9 桁）	文字	0 0 0 1 1 B 0 W 6
	フリガナ	ゼロ ゼロ ゼロ イチ イチ ビー ゼロ ダブリュー ロク
	数字	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	英字大文字	○ ○

■ご利用口座

店　番	お取引店	種類	口座番号
002	本店営業部	当座	1234567

■でんさいネットのログオン情報（文字は半角英数字です、英字の大文字 ABC と小文字 abc の違いにご注意ください。）

でんさいネットの権限	―	でんさい管理者／担当者ＩＤ（11 桁）	（仮）パスワード（10 桁）
でんさい管理者	文字	0 0 0 0 1 E K 8 2 0 0	6 j P 0 k 2 I 8 l O
	フリガナ	ゼロ ゼロ ゼロ ゼロ イチ イ ケイ ハチ ニ ゼロ ゼロ	ロク ジェイ ピー ゼロ ケイ ニ イチ ハチ エル オー
	数字	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	英字大文字	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
	英字小文字		○ ○ ○ ○ ○
でんさい担当者	文字	0 0 0 0 1 E K 8 2 1 0	v 4 E p 4 H f O c K
	フリガナ	ゼロ ゼロ ゼロ ゼロ イチ イ ケイ ハチ ニ イチ ゼロ	ブイ ヨン イー ピー ヨン エイチ エフ オー
	数字	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

1．3　ID、パスワードについて

（1）．でんさいネット用のID、パスワード

表1.3.1　でんさいネット用のID、パスワード

ID／パスワード	説　明
でんさい利用者番号	・（株）全銀電子債権ネットワークが発行するお客様固有の番号です。 ・1法人（個人事業主である場合は1人）につき1つのでんさい利用者番号を付与いたします。 ・複数の金融機関をご利用する場合もでんさい利用者番号は同一です。 ・発生記録請求を行う場合は相手のでんさい利用者番号と決済口座情報が必要になります。 ・でんさい利用者番号は任意に変更することはできません。 ・でんさい利用者番号は9桁の半角英数字です。 例、000023NR5
でんさい管理者ID	・当行から発行するでんさい管理者用のログオンIDです。 ・でんさい管理者IDは任意に変更することはできません。 ・でんさい管理者IDは11桁の半角英数字です。例、000026K5300 ・事前準備でBiznet利用者にでんさい管理者の操作権限を設定するために使用します。
でんさい担当者ID	・当行から発行するでんさい担当者用のログオンIDです。 ・でんさい担当者IDは任意に変更することはできません。 ・でんさい担当者IDは11桁の半角英数字です。例、000026K5310 ・事前準備でBiznet利用者にでんさい担当者の操作権限を設定するために使用します。
（仮）パスワード	・当行から発行する仮のパスワードです。 ・でんさい管理者ID、でんさい担当者IDに別々の（仮）パスワードを発行します。 ・初回のでんさいネット利用時に「初回ログオンパスワード変更画面」が表示されますので、 お客様の任意のパスワードに変更します。※2回目以降のログオンでは使用しません。 ・（仮）パスワードは10桁の半角英数字です。 例、y2e8Up3Wr1　英字の小文字を含みますので、 ソフトウエア キーボードを使用して正確に入力してください。 ・（仮）パスワードおよび、お客様が変更後の任意のパスワードは、連続して数回間違えると、 セキュリティのためログオンをロックしますのでご注意ください。 ロックを解除するためには（仮）パスワードの再発行手続きが必要ですので、 お届け印をご持参のうえ、お取引店までご来店ください。

＜補足＞
・でんさいネットの操作権限は「でんさい管理者」と「でんさい担当者」があります。
・でんさい担当者が取引を作成しでんさい管理者が承認することで記録請求を行うことができます。

1．3　ID、パスワードについて

（2）．Biznet用のID、パスワード

表1.3.2　Biznet用のID、パスワード

ID／暗証番号	説　明
契約法人ID	・当行から発行するBiznet管理者用のログオンIDです。 ・契約法人IDは任意に変更することはできません。 ・契約法人IDは14桁の半角数字です。　例、12345678901234
（仮）契約法人暗証番号	・当行から発行するBiznet管理者用の仮の契約法人暗証番号です。 ・契約法人暗証番号はBiznetのログオンに使用する暗証番号です。 ・初回のBiznet利用時に「契約法人開通確認画面」が表示されますので、 お客様の任意の暗証番号に変更します。
（仮）契約法人確認暗証番号	・当行から発行するBiznet管理者用の仮の契約法人確認暗証番号です。 ・契約法人確認暗証番号は利用者登録等の取引時に使用する暗証番号です。 ・初回のBiznet利用時に「契約法人開通確認画面」が表示されますので、 お客様の任意の暗証番号に変更します。
利用者ID	・お客様（Biznet管理者）が登録する利用者のログオンIDです。 ・利用者IDはBiznet管理者が任意に追加／削除することができます。
利用者暗証番号	・お客様（Biznet管理者）が登録する利用者用の利用者暗証番号です。 ・利用者暗証番号はBiznetのログオンに使用する暗証番号です。
利用者確認暗証番号	・お客様（Biznet管理者）が登録する利用者用の利用者確認暗証番号です。 ・利用者確認暗証番号は資金移動等の取引時に使用する暗証番号です。

＜補足＞
・Biznetの操作権限はBiznet管理者（契約法人）とBiznet利用者（利用者）があります。
・Biznet管理者はBiznet利用者を登録する権限があります。
・利用者暗証番号および利用者確認暗証番号を万が一お忘れになった場合は、Biznet管理者が再度設定してください。

1．4　サービス日・サービス時間

（1）．サービス日

区　分	日　付
サービス日	計画停止日を除き毎日
計画停止日	毎月第2土曜日（終日）
	年末年始は、12月31日 17:00　～　1月4日 8:00 （1月4日が土日曜の時は9:00からの開始になります。）

（2）．サービス時間　（〇：取引可、×：取引不可）

ご注意：15：00以降は当日付けの取引ができなくなりますので時間に余裕を持ってお取引してください。

業務種類	平日（銀行営業日）		土日曜・祝日	
	8:00～15:00	15:00～21:00	9:00～15:00	15:00～19:00
発生記録請求（当日）	〇	×	〇	×
発生記録請求（予約）	〇	〇	〇	〇
（分割）譲渡記録請求（当日）	〇	×	〇	×
（分割）譲渡記録請求（予約）	〇	〇	〇	〇
変更記録請求	〇	×	〇	×
保証記録請求（単独）	〇	×	〇	×
支払等記録請求	〇	×	〇	×
開示請求	〇	〇	〇	〇
各種記録の承諾・否認	〇	〇	〇	〇

＜補足＞
（当日）とは発生記録請求や譲渡記録請求を行うときの発生日付（電子記録年月日）を当日にする取引です。
（予約）とは発生記録請求や譲渡記録請求を行うときの発生日付（電子記録年月日）を未来日にする取引です。

1．5　でんさいネットの取引概要

表1.5　取引概要　（1／2）

機　能	概　要
発生記録請求	・債務者請求方式（債務者が債権者に対しでんさいを発行する）で、でんさいの発行が可能。 （債権者は記録内容に異議がある場合には、通知後5銀行営業日（通知日を含む）以内に削除が可能） ・債権者請求方式（債権者が債務者に対しでんさいの発生請求を行う）で、でんさいの発行が可能。 （記録成立には通知後5銀行営業日（通知日を含む）以内に債務者の承諾が必要） ・債権金額は1円単位での指定が可能、上限は99億9,999万9,999円まで。 ・支払期日は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して債務者請求方式の場合3銀行営業日、債権者請求方式の場合7銀行営業日以降で10年後の応当日までの範囲で設定が可能。 ・1ヶ月後応答日までの発生予約が可能、予約は予約取消が可能。 ・複数明細の発生記録を一括で請求することも可能。
譲渡記録請求	・譲渡人（債権者）から譲受人（他の債権者）へでんさいの譲渡が可能。 （譲受人は記録内容に異議がある場合には、通知後5銀行営業日（通知日を含む）以内に削除が可能） ・譲渡の場合には当該でんさいを保証していただく取扱いになります。 ・譲渡回数の制限はありません。 ・電子記録年月日（譲渡の発生日）は対象となるでんさいの支払期日の3銀行営業日前まで指定が可能。 ・1ヶ月後応答日までの譲渡予約が可能。予約は予約取消が可能。 ・複数明細の譲渡記録を一括で請求することも可能。
分割譲渡記録請求	・譲渡人（債権者）がでんさいを分割して、譲受人（他の債権者）へ譲渡が可能。 （譲受人は記録内容に異議がある場合には、通知後5銀行営業日（通知日を含む）以内に削除が可能） ・譲渡を伴わない分割のみの記録請求は不可。 ・分割譲渡回数の制限はない。 ・分割譲渡金額は1円単位での指定が可能。 ・電子記録年月日（分割譲渡の発生日）は対象となるでんさいの支払期日の3銀行営業日前まで指定が可能。 ・1ヶ月後応答日までの分割予約が可能。予約は予約取消が可能。 ・複数明細の分割記録や同一明細の繰り返し分割記録を一括で請求することも可能。
保証記録請求	・譲渡に伴う保証以外の保証請求が可能。 ・債権者側から保証人に対し保証請求し、保証人の承認が必要。 ・保証回数の制限はない。
変更記録請求 （でんさいの記録内容の変更）	・でんさいの記録事項を変更することが可能であるが、利害関係者全員の承認が必要。 ・利用者が変更記録請求できるものは、譲渡・分割・保証がなされていない債権の①支払期日、②金額、 ③譲渡制限の定め、④発生記録の削除である。 ・上記以外は、書面での変更記録請求に限られる。

１．５　でんさいネットの取引概要

表1.5　取引概要　（２／２）

機　能	概　要
でんさい割引申込	・でんさい割引は、手形と同様に銀行が割引き、資金を割引依頼人に提供する取引である。 ・債権者は指定参加金融機関宛にでんさい割引申込を行う。（当行にご契約がある債権者のみ当行宛てに割引申込できます。） ・指定参加金融機関はでんさい割引申込を審査し承認する場合はでんさいの譲渡を行う。
記録事項の開示	・利用者は、条件を指定して債権記録の内容を開示することが可能。
提供事項の開示	・利用者は各記録請求に当り、でんさいネットに提供した情報（請求受付簿の内容）を開示することが可能。
口座間送金決済による支払	・支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。 ・債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。
口座間送金決済以外の支払（支払等記録請求）	・口座間送金決済以外の方法で決済がなされた場合は、当事者請求により支払等記録請求を行う必要がある。 ・支払した者（債務者等）から請求し、債権者が承認する方式と債権者が単独で請求する方式がある。 ・支払期日前に債権者が支払等記録を請求する場合は、支払期日の３銀行営業日前までに請求する必要がある。 ・支払期日前に支払者が支払等記録を請求する場合は、支払期日の７銀行営業日前までに請求する必要がある。
支払不能登録	・口座間送金決済が行えなかった場合、参加金融機関からの支払不能通知にもとづき、支払不能の旨記録する。 ・支払不能には1号（資金不足など）、2号（契約不履行など）、0号（債務者死亡など）がある。 ・でんさいネットは支払不能となった利用者をすべての参加金融機関に対して通知する。 ・支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分（手形の不渡処分と同様の処分）が科されます。 ・債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含む）は、債権者に対して、支払義務を負います。 ・電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権を取得します。
支払不能ルールの適用	・6ヶ月以内に支払不能（1号、2号がカウント対象）が2回発生すると、2年間の電子記録債務者としての利用禁止、および参加金融機関での新規貸出取引停止となる（除く債権保全のための貸出）。
強制執行等	・強制執行があった場合に、でんさいネットは当該でんさいに対する電子記録を禁止する。

１．６　でんさいネットの取引手順

でんさいネットの主な取引について手順を示します。

（１）．発生記録請求（債務者として請求）

（２）．発生記録請求（債権者として請求）

（３）．譲渡記録請求

（４）．分割譲渡記録請求

（５）．保証記録請求（単独）

（６）．支払等記録請求（債権者として請求）

（７）．支払等記録請求（債務者／保証人として請求）

（８）．でんさい割引申込（でんさいネット申込）　※でんさいネットのでんさい割引申込メニューを利用した申込

（９）．でんさい割引申込（窓口申込）　※でんさいネットを利用しない窓口への申込

（1）. 発生記録請求（債務者として請求）

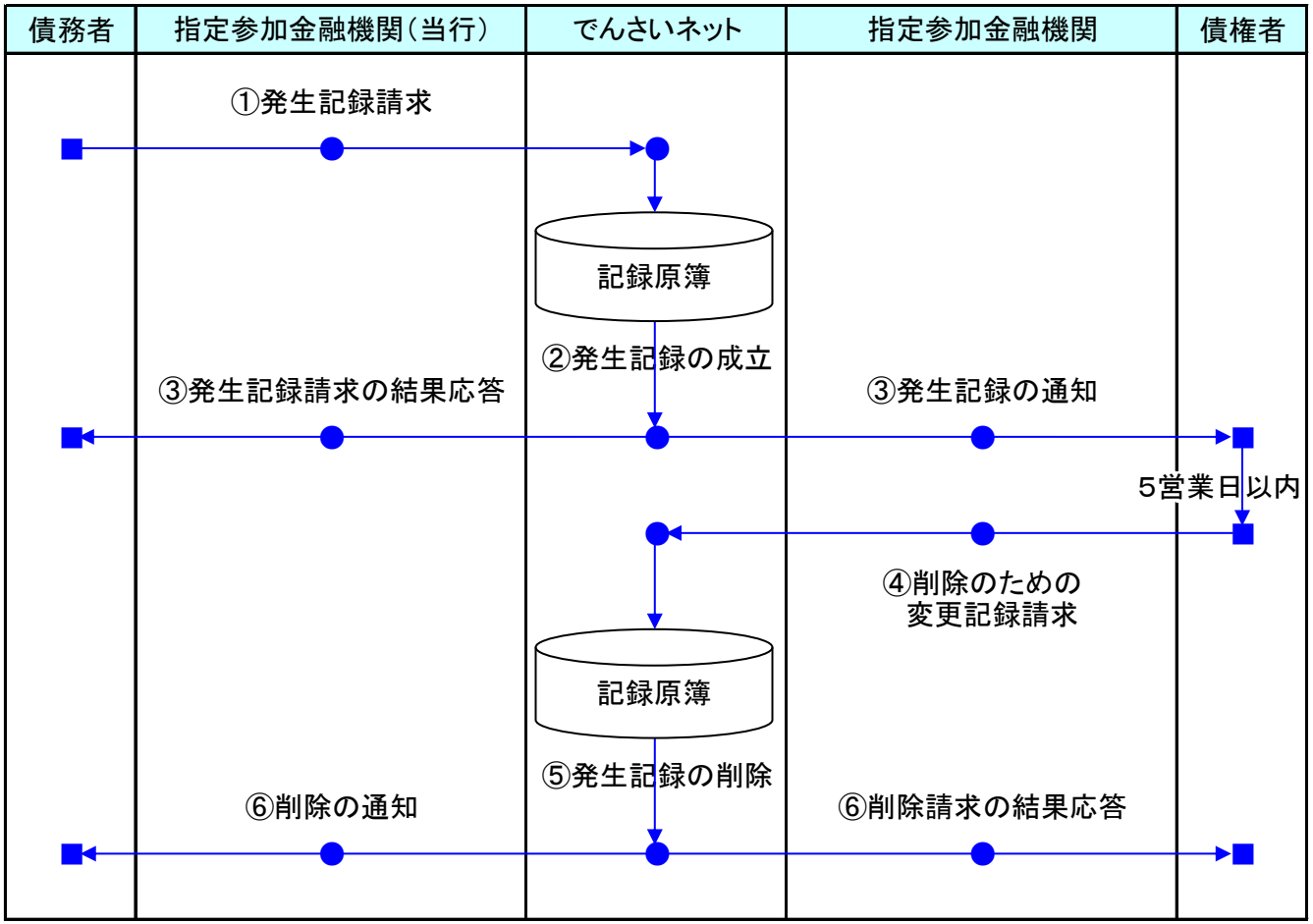

①発生記録請求

ア. 発生記録（債務者として請求）の請求依頼は、債務者になろうとする者から指定参加金融機関を通じて行う。【債務者請求方式】

> (ｱ) 当該記録請求により権利者となる利用者は、当該記録請求にもとづく電子記録について異議がある場合に、電子記録の通知後５銀行営業日（通知日を含む）以内においては、変更記録請求（単独請求）により削除できる。
> (ｲ) 濫用・悪用防止目的のために、債権者になろうとする者が予めでんさいネットに登録した利用者からのみの発生記録（債務者請求方式）の請求を受けるようにする指定許可機能を実装する。

イ. 当該請求依頼を受けた指定参加金融機関は、でんさいネットに対し記録請求を取り次ぐ。

②発生記録の成立

ア. ①の請求を受けたでんさいネットは、当該請求において提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する。当該請求は、権利者（債権者になろうとする者）の請求も含むものとして取り扱い、権利者の請求にかかる請求受付簿をあわせて作成する。

> (ｱ) 発生記録請求日を先日付とする予約請求を行うことも可能。
> (ｲ) 債務者がいったん行った請求は撤回を認めない。ただし、予約請求の発生記録請求データの取消は許容する。

イ. でんさいネットは、①の請求内容にしたがって記録原簿に発生記録を行う。

③発生記録の通知

でんさいネットは、②の発生記録を行った場合、各指定参加金融機関通じて当該発生記録内容を債務者、債権者に通知する。

④削除のための変更記録請求

③の発生記録内容を受領した債権者は、当該記録内容につき異議がある場合には、③のでんさいネットの通知後5銀行営業日（通知日を含む）以内に、債権者単独で当該発生記録の削除にかかる変更記録請求を指定参加金融機関を通じて行うことができる。

⑤発生記録の削除

④の変更記録請求を受けたでんさいネットは、発生記録を削除する変更記録を行う。

⑥削除の通知

でんさいネットは当該変更記録を行った場合、各指定参加金融機関通じてその旨を債務者、債権者に通知する。

（2）. 発生記録請求（債権者として請求）

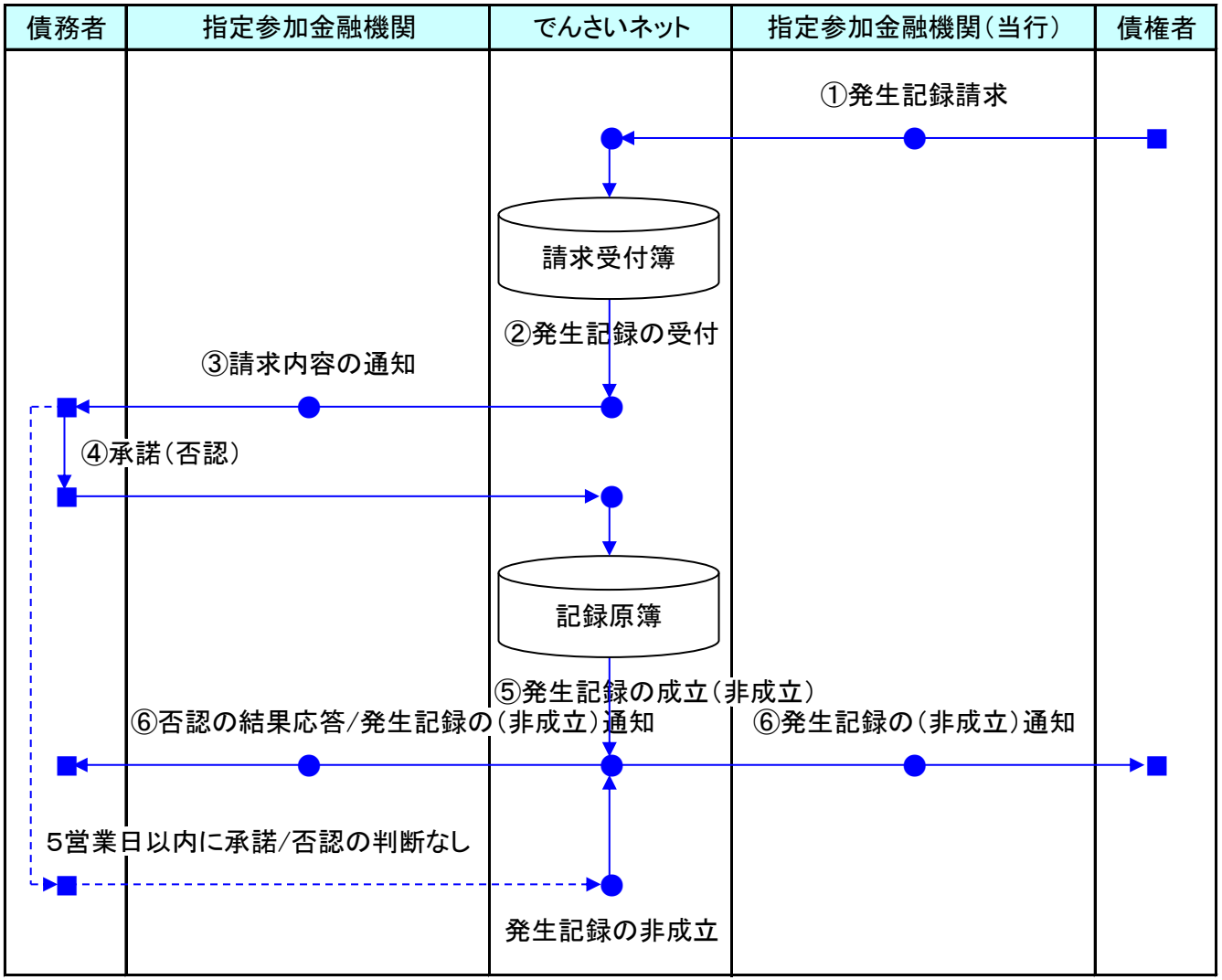

①発生記録請求

ア. 発生記録（債権者として請求）の請求依頼は、債権者になろうとする者から指定参加金融機関を通じて行う。【債権者請求方式】

> (ｱ) 発生記録の債権者請求方式の利用は、債権者になろうとする利用者、債務者になろうとする利用者のいずれからも指定参加金融機関に対してその利用申請がある（利用者のオプション機能）ことが前提である。
> (ｲ) 濫用・悪用防止目的のために、債務者になろうとする利用者が予めでんさいネットに登録した利用者からのみ発生記録（債権者請求方式）の請求を受けるようにする指定許可機能を実装する。

イ. 債権者になろうとする利用者から請求依頼を受けた指定参加金融機関は、自行が同方式を利用可としているか、請求者が同方式の利用申請をしているかを確認のうえ、でんさいネットに対して発生記録請求を取り次ぐ。

②発生記録の受付

ア. でんさいネットは、受領した請求内容に記載された債務者になろうとする者について、同利用者の指定参加金融機関が発生記録（債権者請求方式）に対応しているか、同利用者が発生記録（債権者請求方式）の指定許可機能を利用している場合、許可先として債権者になろうとする者（＝請求者）が登録されているかを確認し、対応、登録がされていなければエラーとする。

> (ｱ) 発生記録の電子記録年月日を先日付とする予約請求を行うことも可能。
> (ｲ) 権利者がいったん行った請求（依頼）は撤回を認めない。ただし、予約請求の依頼データの取消は許容する。

イ. ①の請求を受けたでんさいネットは、当該請求において提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する。

③請求内容の通知

でんさいネットは、当該債務者になろうとする利用者の指定参加金融機関を通じて、債権者になろうとする者からの請求内容を通知する。

④承諾（否認）

債務者になろうとする利用者は、当該発生記録請求の内容について当該請求内容の通知後5銀行営業日（通知日を含む）以内に、承諾する場合は承諾の通知を、異議がある場合は否認の通知を、自己の指定参加金融機関に対して行うこととする。なお、でんさいネットがこの期間内に承諾または否認のいずれの通知も受領しなかった場合、債務者になろうとする者から否認の意思表示がなされたものとみなす（みなし否認の取扱い）。

⑤発生記録の成立（非成立）

ア. 承諾／否認期間内に債務者になろうとする者が指定参加金融機関を通じて承諾した場合、でんさいネットは当該利用者も債権者になろうとする者と同様の請求を行ったものとして取り扱い、①の請求において提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する。否認した場合、債務者になろうとする者からの請求はなかったものとして取り扱う。

イ. でんさいネットは、承諾があった場合において、①の請求内容にしたがって記録原簿に発生記録を行う。

⑥発生記録の通知

でんさいネットは、発生記録を行った場合、各指定参加金融機関を通じて当該発生記録内容を債務者（または否認の通知者）、債権者（請求者）に通知する。

（3）. 譲渡記録請求

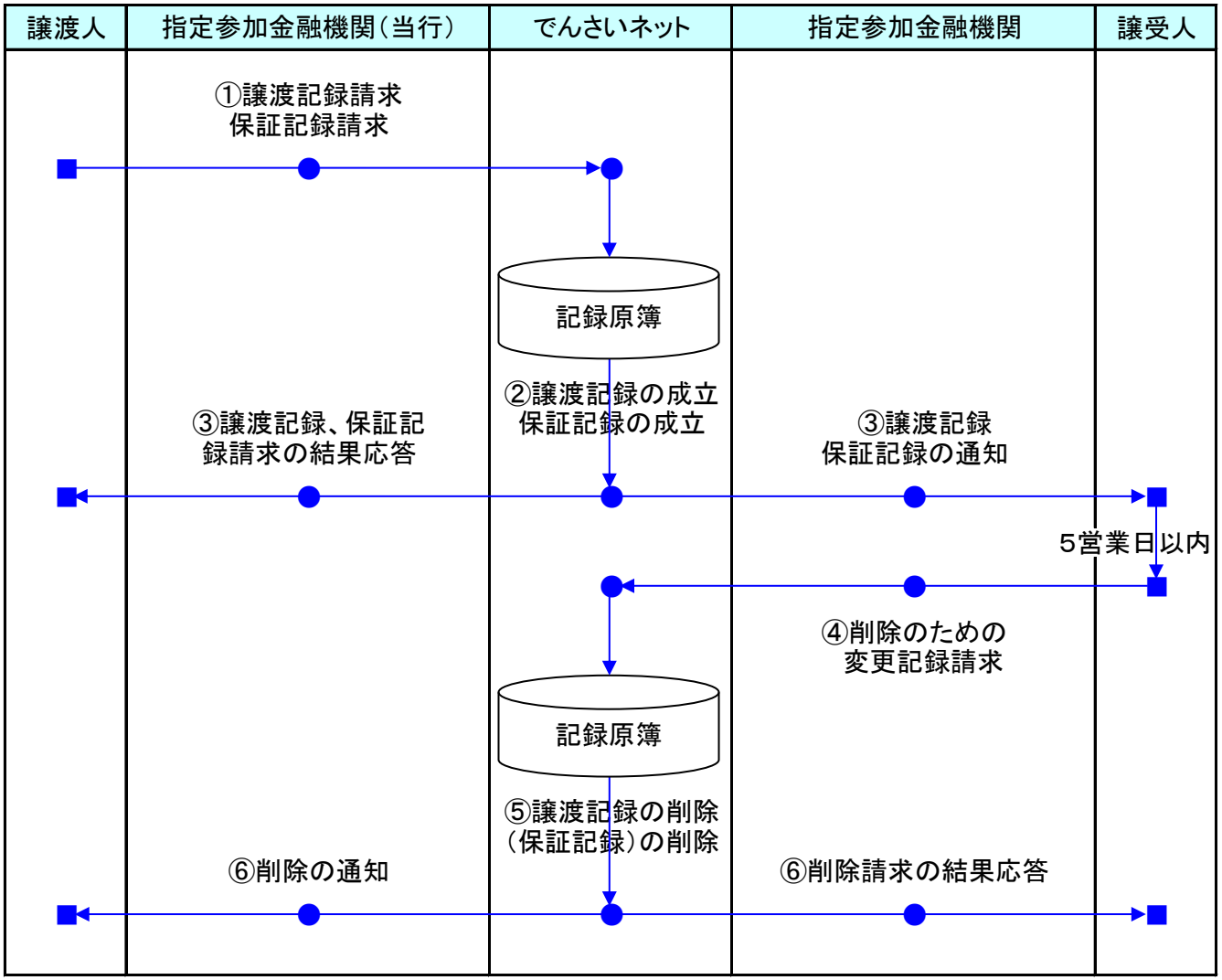
譲渡人
指定参加金融機関（当行）
でんさいネット
指定参加金融機関
譲受人
①譲渡記録請求
保証記録請求
記録原簿
②譲渡記録の成立
保証記録の成立
③譲渡記録、保証記
録請求の結果応答
③譲渡記録
保証記録の通知
5営業日以内
④削除のための
変更記録請求
記録原簿
⑤譲渡記録の削除
（保証記録）の削除
⑥削除の通知
⑥削除請求の結果応答

①譲渡記録請求

ア. 譲渡記録の請求は、譲渡人となる電子記録名義人から指定参加金融機関を通じて行う。

(ｱ) 譲渡人が譲渡記録請求を行うにあたり、譲受人になろうとする利用者に譲渡対象の債権内容を確認してもらうため、同人に対して譲渡人がその開示請求結果を送付等して、事前に確認する取扱いは当事者の任意とする。
(ｲ) 原則として、譲渡記録請求は譲渡人を保証人とする保証記録請求を併せて行うこととする。
(ｳ) 譲受人になろうとする利用者は、当該譲渡記録請求にもとづく電子記録について異議がある場合は、電子記録の通知後５銀行営業日（通知日を含む）以内においては、変更記録請求（単独請求）により削除できる。また、譲受人になろうとする者において、譲渡人の保証を要しない場合は、でんさいネットの通知後５銀行営業日（通知日を含む）以内に、譲受人単独で当該保証記録の削除にかかる変更記録請求を行うことを可能とする。
(ｴ) 濫用・悪用防止目的のために、譲受人になろうとする利用者が予めでんさいネットに登録した利用者からのみ譲渡記録請求を受けるようにする指定許可機能を実装する。

イ. 当該請求を受けた指定参加金融機関は、でんさいネットに対し記録請求を取り次ぐ。

(1) 二重譲渡の問題を生じさせないために、でんさいネットは、譲渡記録請求があった時点で当該債権記録に対する他の記録請求を受け付けないこととする。

②譲渡記録および保証記録の成立

ア. ①の請求を受けたでんさいネットは、当該請求において提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する。当該請求は、電子記録権利者（譲受人になろうとする者）の請求も含むものとして取扱い、権利者の請求にかかる請求受付簿をあわせて作成する。

(ｱ) 譲渡記録請求日を将来日付とする予約請求を行うことも可能。
(ｲ) 譲渡人がいったん行った請求は撤回を認めない。ただし、予約請求の譲渡記録請求データの取消は許容する。

イ. でんさいネットは、①の請求内容にしたがって記録原簿に譲渡記録を行う。

③譲渡記録および保証記録の通知

でんさいネットは、②の譲渡記録および保証記録を行った場合、各指定参加金融機関を通じて、当該譲渡記録および保証記録の内容を譲渡人、譲受人に通知する。

④削除のための変更記録請求

ア. ③の譲渡記録および保証記録の内容を受領した譲受人は、その譲渡記録内容につき異議がある場合には、③の電子記録年月日から5銀行営業日（電子記録年月日を含む）以内に、譲受人単独で当該譲渡記録の削除にかかる変更記録請求を指定参加金融機関を通じて行うことができる。譲渡記録の削除を行った場合、保証記録の削除も同時に行なわれたものとして取扱う。

イ. 保証記録を要しない場合は、③の電子記録年月日から5銀行営業日（電子記録年月日を含む）以内に、譲受人単独で当該保証記録の削

(ｱ) 保証記録を要しない場合に保証記録の削除の変更記録請求を行った場合は、当該請求以降は削除可能期間内であっても、譲渡記録に対する単独の削除の変更記録請求を認めないこととする。

⑤譲渡記録および保証記録（または保証記録のみ）の削除

④の変更記録請求を受けたでんさいネットは、譲渡記録および保証記録（保証記録のみの削除請求は保証記録のみ）を削除する変更記録を行う。

⑥削除の通知

でんさいネットは⑤の変更記録を行った場合、各指定参加金融機関を通じてその旨を譲渡人および譲受人に通知する。

（4）. 分割譲渡記録請求

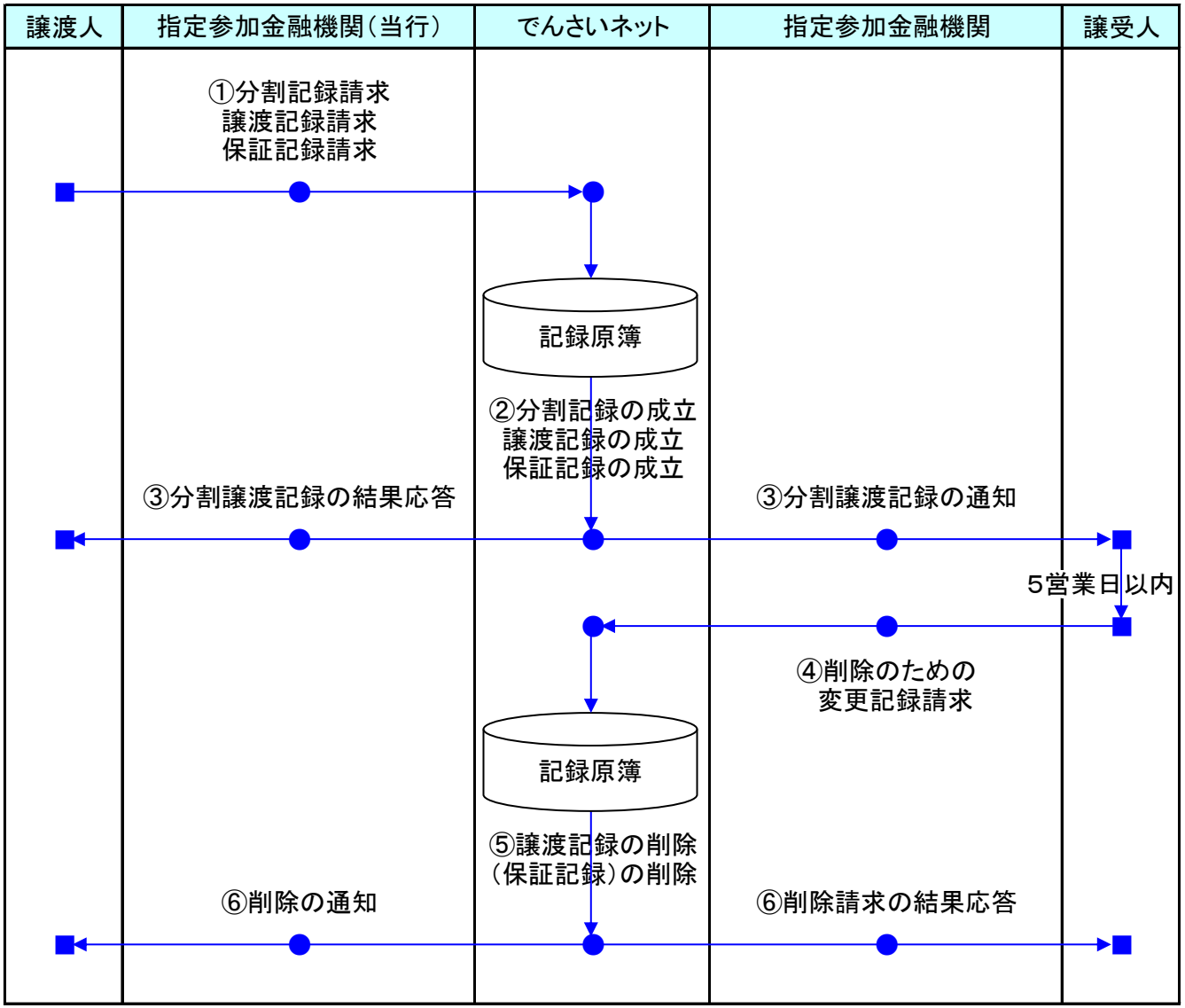
譲渡人
指定参加金融機関（当行）
でんさいネット
指定参加金融機関
譲受人
①分割記録請求
譲渡記録請求
保証記録請求
記録原簿
②分割記録の成立
譲渡記録の成立
保証記録の成立
③分割譲渡記録の結果応答
③分割譲渡記録の通知
5営業日以内
④削除のための
変更記録請求
記録原簿
⑤譲渡記録の削除
（保証記録）の削除
⑥削除の通知
⑥削除請求の結果応答

①分割および譲渡の記録請求

ア. 分割記録の請求は、譲渡記録および保証記録と併せて譲渡人となる原債権記録の債権者から指定参加金融機関を通じて行う。

> (ｱ) 分割記録は、常に譲渡記録と一体として取扱うものとし、譲渡記録を伴わない分割記録はできないこととする。また、一部保証を行うための分割記録請求も許容しない。
> (ｲ) 濫用・悪用防止目的のために、譲受人となろうとする者が予めでんさいネットに登録した利用者以外からの譲渡記録の請求を受けないようにする指定許可機能を実装する。
> (ｳ) 特別求償権の分割は認めないこととする（特別求償権については、譲渡、保証、分割とも認めない）。

イ. 当該請求を受けた指定参加金融機関は、でんさいネットに対し記録請求を取り次ぐ。

②分割・譲渡・保証記録の成立

ア. ①の請求を受けたでんさいネットは、業務規程等による制限等への抵触がないか確認したうえで、当該請求において提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する。当該請求は、譲受人になろうとする利用者の請求も含むものとして取り扱い、譲受人の請求にかかる請求受付簿をあわせて作成する。

> (ｱ) 分割・譲渡・保証記録の請求日を将来日付とする予約請求を行うことも可能。
> (ｲ) 請求者がいったん行った請求は撤回を認めない。ただし、予約請求の依頼データの取消は許容

イ. でんさいネットは、①の請求内容にしたがって記録原簿に分割債権記録を作成し、原債権記録および分割債権記録に分割記録を行うとともに、分割債権記録に譲渡記録および保証記録を記録する

(ｱ) 分割債権記録

a. 請求受付簿の内容等に基づき、分割債権記録事項を記録する。

b. 原債権記録の記録事項のうち、現に効力を有する電子記録を、分割記録に伴う記録事項として、分割債権記録に転写する。

(ｲ) 原債権記録

a. 原債権記録事項を記録する。

b. 原債権記録の記録事項のうち、分割に際して修正を加えるべき事項については、新たに修正事項を記録する。

c. 原債権記録の記録事項のうち、分割に際して不要となった記録については、削除する。

③分割および譲渡記録の通知

でんさいネットは、②の記録を行った場合、各指定参加金融機関を通じて、当該記録内容を（分割）譲渡人（分割債権記録の債権者でありその譲渡人かつ保証記録の保証人）および譲受人（分割債権記録の譲受人かつ保証記録の被保証人）に通知する。

④削除のための変更記録請求

ア. ③の分割債権記録の譲渡記録および保証記録の内容を受領した譲受人は、その譲渡記録内容につき異議がある場合には、③の電子記録年月日から5銀行営業日（電子記録年月日を含む）以内に、包括委任の取り決めにもとづき、譲受人単独で当該譲渡記録の削除にかかる変更記録請求を指定参加金融機関を通じて行うことができる。譲渡記録の削除を行った場合、保証記録の削除も同時に行なわれたものとして取り扱う。

> (ｱ) 譲渡記録あるいは以下の保証記録が削除された場合であっても、分割によって作成された分割債権記録は成立したままとなる。

イ. 保証記録を要しない場合は、③の電子記録年月日から5銀行営業日（電子記録年月日を含む）以内に、譲受人単独で当該保証記録の削
除にかかる変更記録請求を指定参加金融機関を通じて行うことができる。

> (ｱ) 保証記録を要しない場合に保証記録の削除の変更記録請求を行った場合は、当該請求以降は削除可能期間内であっても、譲渡記録に対する削除の変更記録請求は認めないこととする。

⑤譲渡記録および保証記録（または保証記録のみ）の削除

④の変更記録請求を受けたでんさいネットは、譲渡記録および保証記録（保証記録のみの削除請求は保証記録のみ）を削除する変更記録を行う。

⑥削除の通知

でんさいネットは⑤の変更記録を行った場合、（分割）譲渡人および譲受人の各指定参加金融機関にその旨を遅滞なく通知する。各指定参加金融機関は、当該通知を受領した場合、通知内容をただちに（分割）譲渡人、譲受人に通知する。

（5）. 保証記録請求（単独）

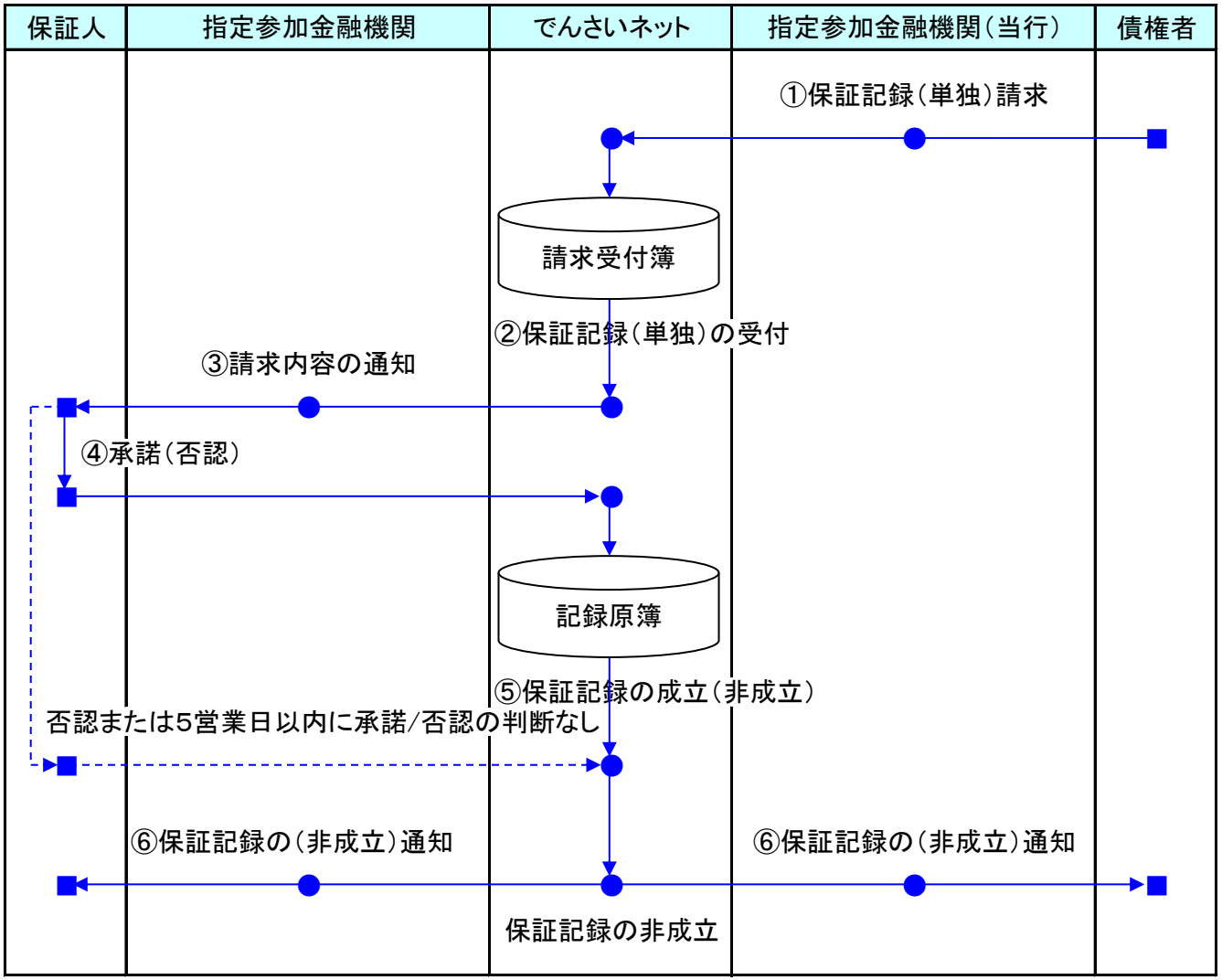
保証人
指定参加金融機関
でんさいネット
指定参加金融機関（当行）
債権者
①保証記録（単独）請求
請求受付簿
②保証記録（単独）の受付
③請求内容の通知
④承諾（否認）
記録原簿
⑤保証記録の成立（非成立）
否認または5営業日以内に承諾/否認の判断なし
⑥保証記録の（非成立）通知
⑥保証記録の（非成立）通知
保証記録の非成立

①保証記録（単独）請求

ア. 保証記録（単独）の請求依頼は、債権者（被保証人となろうとする者）から指定参加金融機関を通じて行う。

(ｱ) 保証人になろうとする利用者が、保証記録請求に対する承諾、否認の判断を行うため、同人に対して請求日から５銀行営業日の間は保証記録請求の対象となった電子記録債権に対する開示請求を許容する。
（保証記録請求以前に債権者が開示回答内容を保証人になろうとする利用者に提供する対応は当事者の任意とする。）
(ｲ) 保証人になろうとする利用者は、予めでんさいネットに登録した利用者以外からの保証記録（単独）請求を拒否する指定許可機能を利用することが可能である。

イ. 債権者から請求依頼を受けた指定参加金融機関は、でんさいネットに対して保証記録（単独）請求を取り次ぐ。

②保証記録（単独）の受付

ア. でんさいネットは、受領した請求内容に記載された保証人となろうとする者について、同利用者が保証記録に対する指定許可機能の使用有無を確認し、使用している場合は同利用者から保証記録（単独）の指定許可機能の許可先として債権者（＝請求者）が登録されているかを確認する。そのとき債権者の登録がなければエラーとする。

(ｱ) 保証記録（単独）の予約請求機能はない。
(ｲ) 債権者がいったん行った請求（依頼）は撤回を認めない。

イ. ①の請求を受けたでんさいネットは、当該請求において提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する。

③請求内容の通知

でんさいネットは、②の記録を行った場合、指定参加金融機関を通じて債権者からの請求内容を保証人になろうとする利用者に通知する。

④承諾（否認）

保証人となろうとする利用者は、当該保証記録（単独）請求の内容について当該請求内容の通知後5銀行営業日以内に、承諾する場合は承諾の通知を、異議がある場合は否認の通知を、自己の指定参加金融機関に対して行うこととする。なお、でんさいネットがこの期間内に承諾または否認のいずれの通知も受領しなかった場合、保証人となろうとする利用者から否認の意思表示がなされたものとみなす（みなし否認の取扱い）。

⑤保証記録の成立（非成立）

ア. 承諾／否認期間内に保証人となろうとする利用者が指定参加金融機関を通じて承諾した場合、でんさいネットは当該利用者も債権者と同様の請求を行ったものとして取扱い、①の請求において提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する
否認した場合、保証人になろうとする者からの請求はなかったものとして取扱う。

イ. でんさいネットは、承諾があった場合において、請求内容にしたがって記録原簿に保証記録を記録する。

⑥保証記録の（非成立）通知

でんさいネットは、保証記録を行った場合、また、否認またはみなし否認となった場合、各指定参加金融機関を通じて、当該発生記録内容を否認の意思判断をした利用者および債権者（請求者）に通知する。

（6）. 支払等記録（債権者として請求）

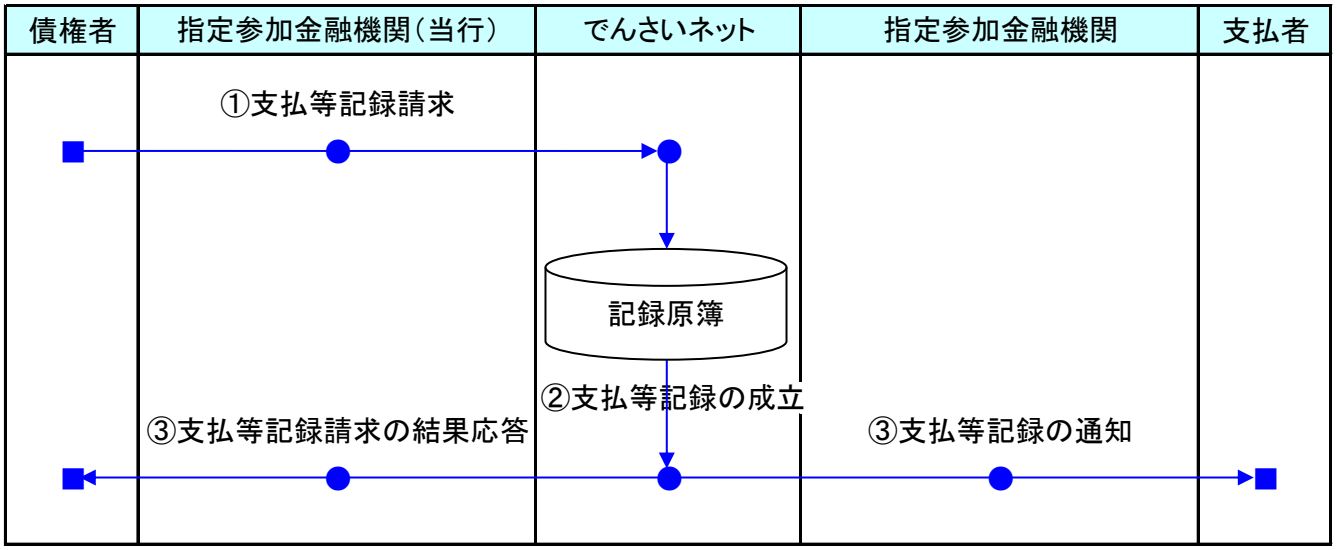

①支払等記録請求（債権者として請求）

ア. 支払等記録（債権者として請求）の請求は、債権者が指定参加金融機関を通じて行う。

> (ｱ) 債権者は、単独で支払等記録を請求することができる。
> (ｲ) 支払等記録請求に当っては、支払日、支払者（債務者、電子記録保証人、第三者）を指定する（支払日が支払期日後であり、かつ債務者が支払者となる場合に限り、一部弁済にもとづく支払等記録を請求することができる）。
> (ｳ) 支払期日前に債権者が支払等記録を請求する場合は、支払期日の３銀行営業日前までに請求する必要がある。

イ. 当該請求依頼を受けた指定参加金融機関は、記録請求をでんさいネットへ取り次ぐ。

②支払等記録の成立

ア. ①の請求を受けたでんさいネットは、当該請求において提供された情報および請求受付日時を記録した請求受付簿を作成する。

イ. でんさいネットは、①の請求内容にしたがって記録原簿に支払等記録を行う。

③支払等記録の通知

でんさいネットは、②の支払等記録を行った場合、指定参加金融機関を通じて、支払者および債権者に当該支払等記録の内容を通知する。

（7）. 支払等記録（債務者／保証人として請求） ※支払者：債務者、電子記録保証人

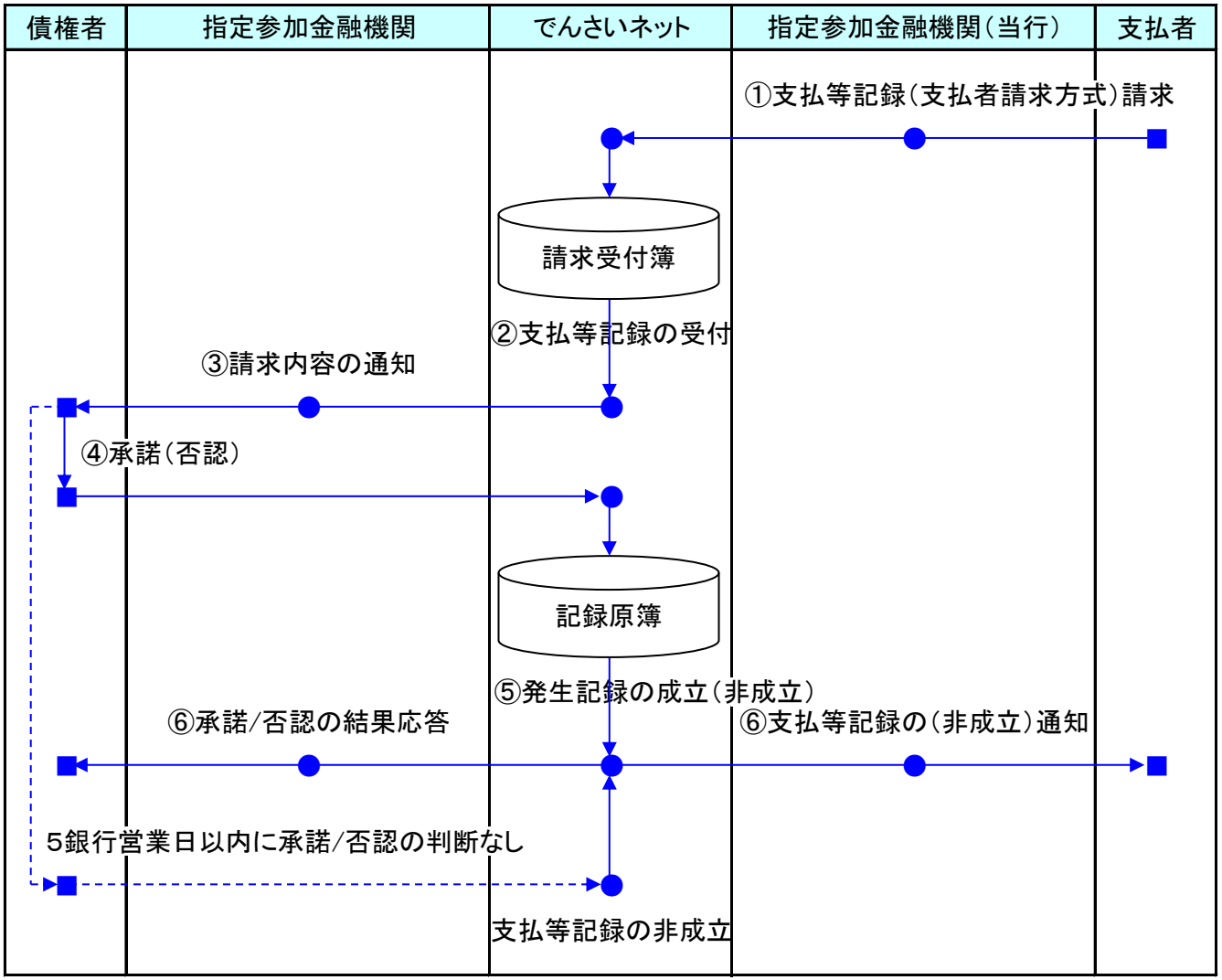

①支払等記録請求（債務者／保証人として請求）

ア．支払等記録請求（債務者／保証人として請求）の請求は、支払者（債務者、電子記録保証人）が指定参加金融機関を通じて行う。

(ｱ) 支払者は、債権者の承諾を得れば、支払等記録を請求することができる。
(ｲ) 支払等記録に当っては、支払日を指定する（支払日が支払期日後であり、かつ債務者が支払者となる場合に限り、一部弁済にもとづく支払等記録を請求することができる）。
(ｳ) 支払期日前に電子記録保証人が支払等記録を請求する場合は、債務者の承諾を得たうえで、書面で請求する必要がある。
(ｴ) 支払期日前に支払者が支払等記録を請求する場合は、支払期日の７銀行営業日前までに請求する必要がある。

イ．当該請求依頼を受けた指定参加金融機関は、記録請求をでんさいネットへ取り次ぐ。

②支払等記録請求（債務者／保証人として請求）の受付

①の請求を受けたでんさいネットは、当該請求において提供された情報および請求受付日時を記録した請求受付簿を作成する。なお、請求受付簿に記録される「支払者」については、当該支払等記録の請求者が記録される。

③請求内容の通知

請求を受けたでんさいネットは、指定参加金融機関を通じて、債権者に当該支払等記録請求の内容を通知する。

④承諾（否認）

指定参加金融機関から通知を受けた債権者は、当該支払等記録請求の内容について当該請求内容の通知後5銀行営業日（通知日を含む）以内に、承諾する場合は承諾通知を、異議がある場合は否認の通知を、自己の指定参加金融機関に対して行うこととする。なお、でんさいネットがこの期間内に承諾または否認のいずれの通知も受領しなかった場合、債権者から否認の意思表示がなされたものとみなす。

⑤支払等記録の成立（非成立）

ア．債権者が承諾した場合、でんさいネットは、債権者も支払者と同様の請求を行ったものとして取り扱い、①の請求において提供された情報および請求受付日時（債権者の承諾日時）を記録した請求受付簿を作成する。否認した場合は、債権者からの請求はなかったものとして取り扱う。

イ．でんさいネットは、債権者が承諾した場合、請求内容にしたがって記録原簿に支払等記録を行う。

⑥支払等記録の通知

でんさいネットは、支払等記録を行った場合、指定参加金融機関を通じて、債権者および支払者に当該支払等記録の内容を通知する。否認またはみなし否認となった場合は、支払等記録が成立しなかった旨を通知する。

（8）. でんさい割引申込（でんさいネット申込）

でんさいネットのでんさい割引申込メニューを利用した取引手順です。

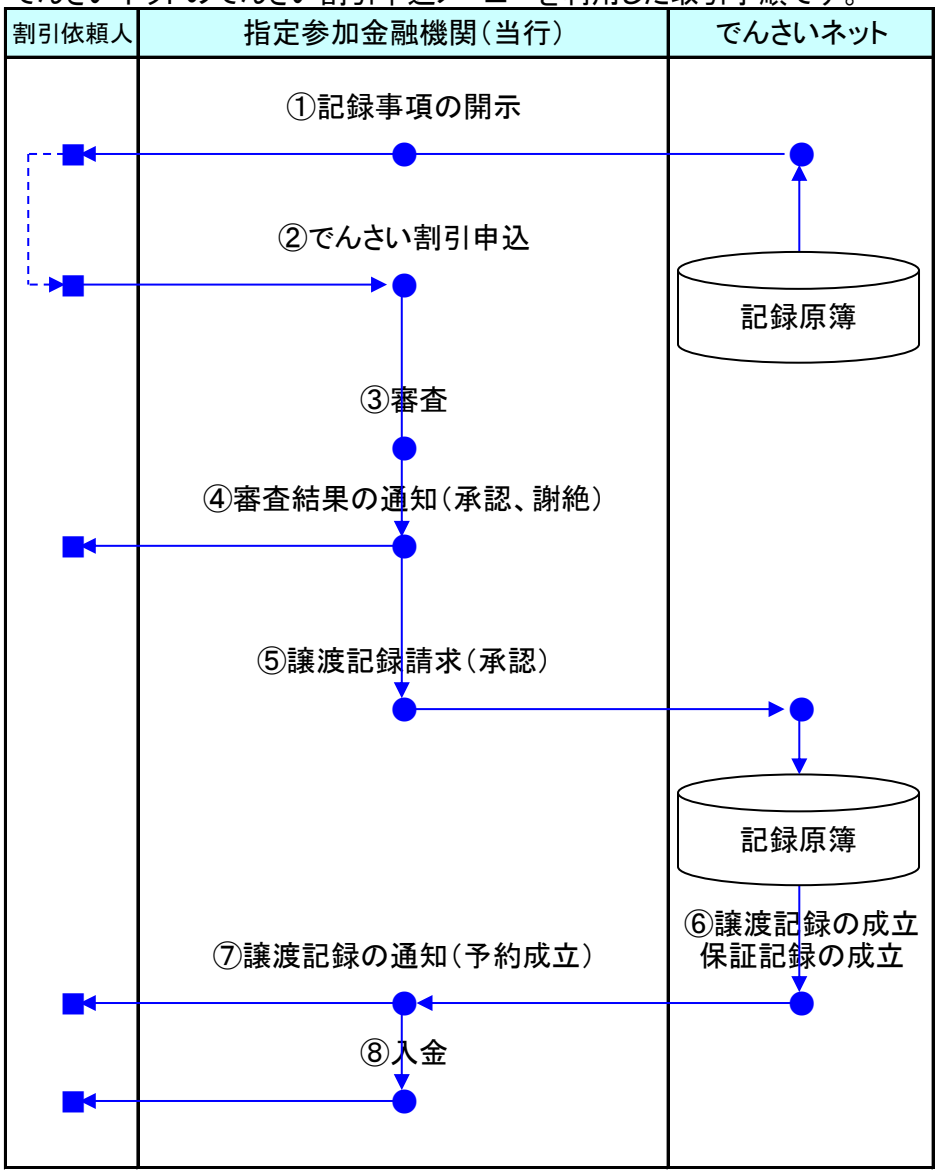

①記録事項の開示

割引依頼人は、記録事項の開示を行い割引申込を行う債権を確認する。

②でんさい割引申込

割引依頼人は、でんさい割引申込を行う。

③審査

当行は、でんさい割引の審査を行う。

④審査結果の通知（承認、謝絶）

当行は、割引依頼人に④の審査結果を電話または文書で通知する。

⑤譲渡記録請求（承認）

当行は割引を承認した場合、②のでんさい割引申込に対して、譲渡記録請求を行う。

⑥譲渡記録の成立

でんさいネットは、請求された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成し、請求内容にしたがって記録原簿に譲渡記録を行う。

⑦譲渡記録の通知（予約成立）

でんさいネットは、譲渡記録を譲渡人（割引依頼人）と譲受人（当行）に通知する。

⑧入金

当行は、期日に割引依頼人の口座に入金する。

（9）. でんさい割引申込（窓口申込）

でんさいネットのでんさい割引申込メニューを利用しないで、窓口へ依頼する取引手順です。（PCやネット環境の障害時の取引手順）

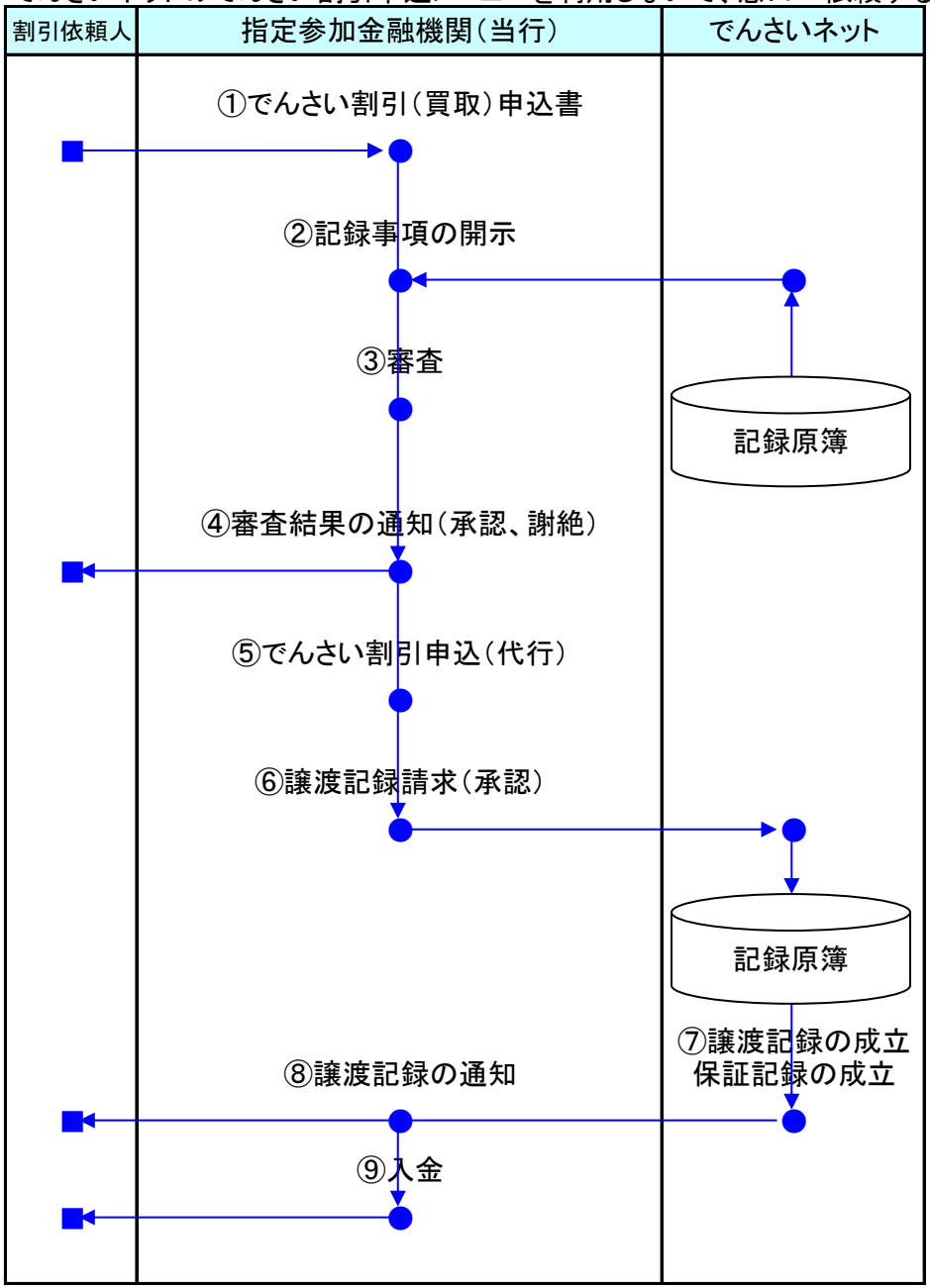

①でんさい割引（買取）申込書

割引依頼人は、「でんさい割引（買取）申込書」を記入し届出印を押印後、お取引店窓口へでんさい割引を依頼する。

②記録事項の開示

当行は、記録事項の開示を行い割引申込の債権を確認する。

③審査

当行は、でんさい割引の審査を行う。

④審査結果の通知（承認、謝絶）

当行は、割引依頼人に③の審査結果を電話または文書で通知する。

⑤でんさい割引申込（代行）

当行は割引を承認した場合、割引依頼人を代行してでんさい割引申込を行う。

⑥譲渡記録請求（承認）

当行は割引を承認した場合、⑤のでんさい割引申込に対して、譲渡記録請求を行う。

⑦譲渡記録の成立

でんさいネットは、請求された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成し、請求内容にしたがって記録原簿に譲渡記録を行う。

⑧譲渡記録の通知（予約成立）

でんさいネットは、譲渡記録を譲渡人（割引依頼人）と譲受人（当行）に通知する。

⑨入金

当行は、期日に割引依頼人の口座に入金する。

1．7　用語集

表1.7　用語集（基本用語）（1／2）

用　語		説　明
電子記録債権		電子記録債権法により規程される、発生、譲渡等について電子記録を要件とする金銭債権。 企業が保有する手形や売掛債権を電子化して取引できるようにすることで、紙の手形に代わる決済手段として、債権の流動化を促進し、事業者の資金調達の円滑化等を図ることなどを目的として制定された。
電子債権記録機関		一般的には、記録原簿を作成して発生、譲渡等の電子記録を管理する機関。 本書においては「株式会社 全銀電子債権ネットワーク」の運営する電子債権記録機関を指し、それを「でんさいネット」と称する。
	記録機関システム	一般的には、記録原簿を保持して発生、譲渡等を電子的に記録するためのシステム。 本書においては、でんさいネットのシステムを指す。 電子記録債権の他、参加金融機関や利用者についての情報も管理する。
	記録原簿	電子記録債権に対して行われた各種記録請求の結果を電子的に記録するための原簿。
	請求受付簿	電子記録債権に対して行われた各種記録請求の内容を電子的に記録するための受付簿。
参加金融機関		全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。
	金融機関システム	参加金融機関がでんさいネットを利用するために用意するシステム。 利用者向けのインタフェースを提供し、またでんさいネットや勘定系システムとの接続を行う。
指定参加金融機関		利用者が決済口座を開設している参加金融機関。利用者は指定参加金融機関を通じてでんさいネットを利用する。決済口座を開設していない参加金融機関を通じてでんさいネットを利用することはできない。
利用者		でんさいネットを利用するエンドユーザで、法人、または事業を営む個人である。 金融機関システムを通じて、間接的にでんさいネットにアクセスする。
でんさい担当者		でんさいネットの操作権限が担当者権限である利用者。記録請求を作成しでんさい管理者に承認依頼を行う。
でんさい管理者		でんさいネットの操作権限が管理者権限である利用者。でんさい担当者からの承認依頼を承認し記録請求を行う。
債務者		記録原簿に債務者として記録されている利用者。電子記録債権に記録されている金額を支払う義務を負う。 利用者が債務者となるためには債務者利用資格が必要である。
債務者利用資格		利用者が電子記録債務者となるために必要な資格。債務者利用資格を得るためには指定参加金融機関による審査を経る必要がある。また、単独での保証記録請求により保証人となる際にも債務者利用資格が必要となる。
債権者		記録原簿に電子記録名義人として記録されている利用者。電子記録債権に記録されている金額を受け取る権利を有する。なお、譲渡命令等の変更記録により非利用者も債権者となりうる。

1．7　用語集

表1.7　用語集（基本用語）（2／2）

用　語	説　明
譲渡人	譲渡記録において譲渡人になる利用者。 譲渡記録が記録されることにより債権者としての権利を失う。
譲受人	譲渡記録において譲受人として記録される利用者。 譲渡記録が記録されることにより債権者としての権利を獲得する。
保証人	記録原簿に保証人として記録されている利用者。 電子記録債権に記録されている金額を保証する義務を負う。 通常は、でんさいを譲渡した際の譲渡人が、これに該当します。
支払者	電子記録債権に対して支払を行った利用者。 保証人が支払者となった場合は特別求償権が発生する。 第三者が支払者となった場合は求償権が発生する。
特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のこと。
利害関係人	電子記録債権に対して利害関係を有するもの。 債権者、債務者、保証人、支払者、差押債権者のいずれかの者。
第三者	利害関係人以外の利用者。
記録請求	でんさいネットに対して行うことのできる電子記録の請求。 以下の記録請求を取り扱う。 ・発生記録 ・譲渡記録 ・保証記録 ・分割記録 ・信託記録 ・変更記録 ・支払等記録 ・強制執行等の記録（参加金融機関からの請求はない）
営業日	銀行営業日と同義。 でんさいネットにおいては期間の計算を行う際には営業日にもとづいて行う。
銀行営業日	参加金融機関窓口が営業している日。
計画停止日	でんさいネットのサービス提供を計画的に停止する日。 項番1．4　サービス日・サービス時間を参照願います。

1．7　用語集

表1.7　用語集（業務関連用語）（1／3）

用　語	説　明
口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のこと。
支払不能	支払期日までに口座間送金決済以外の弁済による支払等記録が行われず、かつ支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった電子記録債権をでんさいネットでは支払不能とする。
支払不能利用者	支払不能となった電子記録債権の債務者である利用者。
債務者利用停止措置	でんさいネットの業務規程違反や6ヶ月以内に二度の支払不能利用者となった利用者に対して、債務者としての利用を停止すること。ただし、当該利用者は債権者として引き続きでんさいネットを利用可能である。
記録番号	電子記録債権を特定するためのキーとなる番号。発生記録、分割記録により新たな債権が記録原簿に記録された際にでんさいネットが採番する。 特定の電子記録債権を指定して記録請求や開示を請求する際には記録番号により電子記録債権を特定する。
承継	利用者の情報を他の利用者に引き継ぐための機能。 本機能を利用する事例としては合併、分割、事業譲渡、相続（利用者が個人の場合のみ）など。
債権者利用限定特約	債権者として利用を限定する機能。 債権者利用限定特約をご利用する場合は、予め利用申込書／利用者登録情報変更届にてご指定ください。 ＜ご注意＞ 利用者が債務者の立場で発生記録請求の予約を行っていた場合または単独保証記録請求について承諾を求められていた場合は、債権者利用限定特約の変更登録に伴い、当該予約および単独保証記録請求が取消されますのでご注意ください。
発生記録（債務者請求方式）	電子記録義務者から記録請求を行い、単独で記録原簿への記録が行われる記録請求方式。電子記録権利者は5 営業日以内においては、変更記録(単独請求)により電子記録を削除する可能である。
発生記録（債権者請求方式）	電子記録権利者から記録請求を行い、相手方となる利用者が明示的に承諾を行うことが、電子記録の成立要件となる記録請求方式。債権者請求方式をご利用する場合は、債権者、債務者の双方が予め利用申込書／利用者登録情報変更届にてご指定ください。
指定許可機能	発生・譲渡・分割譲渡および保証（単独）記録請求において、請求者の相手方を対象とした機能であり、指定した利用者からの記録請求のみを受け付ける機能。 対象となる決済口座を指定することで、その口座情報に紐付いた利用者からの記録請求のみを受け付けることが出来る。その場合、それ以外の利用者からの記録請求はでんさいネットにて自動的にエラーとする。 指定許可機能をご利用する場合は、予め利用申込書／利用者登録情報変更届にてご指定ください。

1．7　用語集

表1.7　用語集（業務関連用語）（2／3）

用　語	説　明
口座間送金決済以外の弁済	支払期日における口座間送金決済を用いずに当事者である利用者で決済を行うこと。 支払等記録請求を行う。
支払等記録(債権者請求方式)	債権者が（当事者による）支払等記録請求を行い、単独で記録原簿への記録が行われる記録請求方式。
支払等記録(支払者請求方式)	支払者(債務者、電子記録保証人、第三者)が（当事者による）支払等記録請求を行い、相手方となる債権者が明示的に承諾を行うことが、電子記録の成立要件となる記録請求方式。
積極的承諾	相手方となる利用者が明示的に承諾を行うことが、電子記録の成立要件となる記録請求に対して相手方の利用者が承諾を行うこと。 対象となる記録請求は発生記録請求（債権者請求方式）、保証記録請求（単独）、支払等記録（支払者請求方式）、変更記録請求（システム承諾）である。
否認	記録請求に対して相手方となる利用者が明示的に否認することにより記録請求を成立させないようにすること。否認の意思表示の対象となる記録請求は、積極的承諾を必要とするものである。
みなし否認	相手方となる利用者が明示的に承諾を行うことが電子記録の成立要件となる記録請求に対して、相手方指定参加金融機関への処理結果の通知後5営業日以内に、相手方の承諾がなされなかったため、記録請求が成立しないこと。
取消	積極的承諾を要しない記録請求において、請求者の相手方指定参加金融機関に電子記録の結果を通知してから5営業日以内に、相手方から電子記録の取消のための変更記録がなされること。 譲渡記録、分割記録（譲渡記録を随伴する）に随伴する保証記録のみを取り消すことも可能である。また、分割記録（譲渡記録を随伴する）を譲受人が取り消した際には随伴する譲渡記録のみが取り消されて、分割記録は取り消されない。
譲渡制限	電子記録債権の譲受人となりうる利用者を制限すること。でんさいネットでは発生記録を行う際に譲渡先を参加金融機関に制限し請求を行うことが可能である。なお、特定の参加金融機関への譲渡制限は行えない。また、参加金融機関が譲渡を行う場合は、譲渡先の制限は無い。
名義変更	会社分割等に伴って、記録原簿に記録されている利用者を他の利用者に変更すること。
電子記録の禁止	電子記録債権に対して強制執行等がなされたとき、記録請求を制限すること。
依頼番号、一括依頼番号	二重請求を防止するために請求インタフェースに金融機関システムが付与する番号。
請求者任意情報（Ref.No.）	利用者が自社管理情報と電子記録債権を関連付けするために、任意で指定する番号。 40 桁の半角英数字、および記号(半角括弧、ピリオド、ハイフン)。
利用者番号	利用者ごとに付与される一意の番号。
決済口座情報	決済口座を一意に表すため、金融機関コード、支店コード、決済口座種別、決済口座番号の組み合わせによって指定される。
電子記録年月日	記録原簿への電子記録を行った日。

1．7　用語集

表1.7　用語集（業務関連用語）（3／3）

用　語	説　明
予約請求	発生記録、譲渡記録（分割・保証も含む）の請求において、電子記録年月日として未来の日付を指定することで請求の予約を行うことができる。（最大で1ヶ月先まで指定可能） ・予約請求された発生記録（債務者請求方式）に対しては、①請求者本人による予約取消、②債権者による予約取消、および当該発生記録の予約に対して譲渡記録の予約請求がある場合における③債権者による譲渡予約取消を行うことができる。なお、譲受人になろうとするものによる譲渡予約取消も可能である。 ・予約請求された発生記録（債権者請求方式）に対しては、①請求者本人による予約取消、②債務者による承諾予約・否認、および当該発生記録の予約に対して債務者の承諾がありかつ債権者（＝請求者）から譲渡記録の予約請求がある場合における③債権者による譲渡予約取消を行うことができる。 ただし、いずれの方式の場合も既に後続の予約がされている場合にはそれより前の予約取消は不可となる。 既登録の発生記録に対して予約請求された譲渡記録に対しては、①譲渡人による予約取消、②譲受人になろうとする者による予約取消を行うことができる。なお、原債権に対しては複数の分割記録の予約請求ができるが、既に行われている分割記録の予約請求よりも前の日付を指定した分割（譲渡）記録の予約請求を行うことはできない。
一括請求	発生記録、譲渡記録（分割・保証も含む）、およびそれに伴う承諾/否認、予約、予約取消について、複数の請求をまとめて一括請求することが可能である。 一括請求では同一アカウントからの請求を1,000 件までまとめて請求できる。
支払期日	発生記録に記録された、口座間送金決済により電子記録債権の支払を行う期日。ただし、支払期日が休日の場合は翌銀行営業日に口座間送金決済が行われる。
決済実施日	口座間送金決済により電子記録債権の支払が行われた日。支払期日が銀行営業日の場合は支払期日と同日、支払期日が休日の場合はその翌銀行営業日となる。

1．8　Eメール通知

でんさいネットのお取引の際、事前に登録されているEメールアドレスにお知らせを通知いたします。

表1.8　Eメール通知の内容と通知先

通知の種類	Eメール通知の内容	Eメール通知先
承認依頼通知	でんさい担当者からの承認依頼のお知らせ	でんさい管理者
承認完了通知	でんさい管理者からの承認完了のお知らせ	でんさい担当者
承認差戻し通知	でんさい管理者からの承認却下のお知らせ	でんさい担当者
請求結果通知	でんさいネットからの記録請求結果のお知らせ	記録請求を行ったでんさい担当者
通知情報（約70種類）の受信通知	でんさいネットからの通知情報受信のお知らせ	でんさい担当者／管理者全員
債権融資手続完了通知	でんさい割引申込等に対する手続完了のお知らせ	でんさい担当者／管理者全員
パスワードロック通知	パスワードの連続誤入力によりログオン停止のお知らせ	パスワードロック当事者
パスワード再発行手続通知	パスワード再発行手続のお知らせ	パスワードロック当事者
メールアドレス登録／変更通知	メールアドレス登録／変更のお知らせ	変更前後のメールアドレス
代行取引・承認完了通知	申請により当行で代行した取引の承認完了通知 *1	でんさい担当者／管理者全員
代行取引・請求結果通知	申請により当行で代行した取引の請求結果通知 *1	でんさい担当者／管理者全員

＜補足＞
- 通知先のEメールアドレスは、でんさいネットの初回ログオン時に指定したアドレス、もしくは、ユーザ管理メニューの連絡先情報で指定したアドレスです。また、Biznet取引用のアドレスとは別管理になっていますのでご注意ください。
- でんさい担当者とでんさい管理者が同一のEメールアドレスでもEメール通知を省略することはありません。
- Eメール通知は10分おきに配信いたします。通信環境や通信事情により、お取引からメールの着信までに時間がかかる場合や、メールが届かない場合があります。
- 携帯電話のEメールアドレスを登録されている方で、迷惑メール対策のために受信制限をされている方は下記の送信者情報を受信可能な設定へ変更をお願いします。
  送信者ドメイン　：　finemax.net
  送信者名　　：　北日本銀行
- Eメール通知を停止することはできません。
- Eメール通知に対する返信はお受けしておりません。
- 万が一、心当たりがないEメール通知があった場合は、不正利用の懸念がありますので、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

*1 当行で行なった代行操作の証跡を目的として、お客様にもメール通知を行います。